

# 地方公共団体金融機構

## 第33回 経営審議委員会

令和2年6月5日(金)10時30分  
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

### 次 第

- 1 開会
  
- 2 議事
  - (1) 令和元年度決算
  - (2) その他報告事項
  
- 3 閉会

## 地方公共団体金融機構 第33回経営審議委員会 配付資料

- 議案 令和元年度決算  
事業報告書  
財務諸表  
決算報告書  
独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書  
令和元年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書
- 資料1 令和元年度地方公共団体金融機構事業の概況  
資料2 令和元年度地方公共団体金融機構決算の概要  
資料3 令和元年度内部統制報告書

### その他報告事項

- 報告1 第32回経営審議委員会意見書に係る対応  
報告2 令和元年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

議案

令和元年度決算

事業報告書

財務諸表

決算報告書

地方公共団体金融機構

令和元年度

地方公共団体金融機構  
事業報告書

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

地方公共団体金融機構

## 目 次

<b>I 地方公共団体金融機構の概要</b>	
1. 設立年月日	1
2. 根拠法	1
3. 目的	1
4. 所在地	1
5. 役員	1
6. 職員数	1
7. 資本金	1
<b>II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況</b>	
1. 代表者会議	2
2. 経営審議委員会	2
<b>III 令和元年度の業務の概要</b>	
1. 貸付業務	4
2. 地方支援業務	8
3. 資金調達業務	9
4. 公営競技納付金の概況	15
(参考) 組織図及び事務分掌	16

## I 地方公共団体金融機構の概要（令和2年3月現在）

### 1. 設立年月日

平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）

### 2. 根拠法

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

### 3. 目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 4. 所在地

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

### 5. 役員

理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事2名  
（うち監事1名は非常勤）

### 6. 職員数

84人

### 7. 資本金

166億210万円（全都道府県、市区町村等による出資）

## Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

### 1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

なお、代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和元年度においては、合計4回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共 団体の代 表者	井戸 敏三	兵庫県知事	議長
	松浦 正敬	島根県松江市長	
	荒木 泰臣	熊本県嘉島町長	
外部の学 識経験者	小幡 純子	上智大学法学部長・教授	
	神野 直彦	日本社会事業大学学長 東京大学名誉教授	
	角廣 勲	(株)広島銀行特別顧問	

(令和2年3月31日現在)

### 2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

なお、経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和元年度においては、合計2回の経営審議委員会が開催されている。(第2表参照)

氏名	役職	備考
三谷 隆博	短資協会会長	委員長
鈴木 豊	学校法人青山学院常任監事 青山学院大学名誉教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
米田 保晴	信州大学名誉教授	
玉沖 仁美	株紡代表取締役	
上崎 正則	株時事通信社取締役	

(令和2年3月31日現在)

第1表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第54回	令和元年 5月14日	・役員の新規の承認について
第55回	令和元年 6月17日	・平成30年度決算 ・会計監査人の選任
第56回	令和元年 7月2日	・役員の新規の同意について
第57回	令和2年 3月11日	・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

第2表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第31回	令和元年 6月12日	・平成30年度決算
第32回	令和2年 2月28日	・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算



### Ⅲ 令和元年度の業務の概要

#### 1. 貸付業務

[地方債計画の概要]

令和元年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災・国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、令和元年11月22日に改正され、さらに、令和元年度国の補正予算（第1号）に追加計上された公共投資等を円滑に実施するため、令和2年2月19日に改正された。

その結果、令和元年度の地方債計画は、総額13兆3,343億円規模とされ、そのうち一般会計債は7兆2,480億円、公営企業債は、2兆7,495億円、臨時財政対策債は3兆2,568億円が計上された。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆8,964億円が計上された。（第3表参照）

[貸付けの状況]

##### (1) 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、11,623件、1兆6,646億82百万円の貸付けを行った。（第4表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、59.9%を占めている。（第5表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

##### (2) 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

##### (3) 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、22億37百万円の貸付けを行った。

第3表 令和元年度地方債計画資金区分（第2次改正後）

（単位：億円）

項目	令和元年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	21,949	5,965	388	15,596
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	3,042	0	3,042
3 公営住宅建設事業	1,199	308	131	760
4 災害復旧事業	3,986	3,986	0	0
5 教育・福祉施設等整備事業	7,447	2,989	412	4,046
(1) 学校教育施設等	3,652	1,759	169	1,724
(2) 社会福祉施設	457	0	112	345
(3) 一般廃棄物処理	1,540	1,021	131	388
(4) 一般補助施設等	1,258	209	0	1,049
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
6 一般単独事業	25,445	126	5,091	20,228
(1) 一般	2,132	0	83	2,049
(2) 地域活性化	701	0	87	614
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	290	2,931
(5) 旧合併特例	6,200	0	879	5,321
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	0	929	3,391
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	0	1,007	1,993
7 辺地及び過疎対策事業	5,225	4,558	301	366
(1) 辺地対策	511	511	0	0
(2) 過疎対策	4,714	4,047	301	366
8 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
9 行政改革推進	700	0	0	700
10 調	100	0	0	100
計	72,480	20,974	6,323	45,183
二 公営企業債				
1 水道事業	6,523	3,259	2,498	766
2 工業用水道事業	328	0	98	230
3 交通事業	1,441	132	265	1,044
4 電気事業・ガス事業	262	0	86	176
5 港湾整備事業	569	166	29	374
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	760	1,336	1,909
7 市場事業・と畜場事業	448	0	57	391
8 地域開発事業	912	0	0	912
9 下水道事業	12,853	3,403	3,967	5,483
10 観光その他事業	154	0	6	148
計	27,495	7,720	8,342	11,433
合計	99,975	28,694	14,665	56,616
三 臨時財政対策債	32,568	7,491	4,299	20,778
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	133,343	36,185	18,964	78,194

第4表 令和元年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	48,500	39,407	2.4
公営住宅事業	15,500	13,952	0.8
学校教育施設等整備事業	20,000	10,738	0.6
社会福祉施設整備事業	13,200	7,419	0.4
一般廃棄物処理事業	14,400	6,960	0.4
一般補助施設整備等事業	0	1,555	0.1
一般事業	8,400	5,317	0.3
地域活性化事業	10,400	10,208	0.6
防災対策事業	15,300	13,712	0.8
地方道路等整備事業	25,700	20,752	1.2
合併特例事業	82,200	99,119	6.0
緊急防災・減災事業	109,900	134,617	8.1
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	53,200	76,454	4.6
緊急自然災害防止対策事業	25,200	182	0.0
過疎対策事業	20,700	24,938	1.5
計	462,600	465,328	28.0
臨時財政対策債	453,800	460,027	27.6
(一般会計債等分計)	916,400	925,355	55.6
公営企業債			
水道事業(上水道)	182,500	173,902	10.4
(簡易水道)	10,600	8,421	0.5
交通事業(一般交通)	1,700	2,214	0.1
(都市高速鉄道)	22,100	21,803	1.3
病院事業	114,400	97,919	5.9
下水道事業	384,700	404,226	24.3
工業用水道事業	8,700	8,091	0.5
電気事業	4,100	7,013	0.4
ガス事業	2,400	1,832	0.1
介護サービス事業	1,400	1,721	0.1
市場事業	7,500	8,941	0.5
と畜場事業	300	84	0.0
駐車場事業	200	147	0.0
小 計	740,600	736,314	44.2
港湾整備事業	2,800	2,877	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	200	137	0.0
小 計	3,000	3,013	0.2
計	743,600	739,327	44.4
合 計	1,660,000	1,664,682	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第5表 令和元年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	322,821	19.4
政令指定都市	151,556	9.1
市及び特別区	997,775	59.9
町村	153,435	9.2
企業団・組合等	39,094	2.3
計	1,664,682	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

[元利金回収及び貸付残高の状況]

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。令和元年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金454,835件、1兆7,589億11百万円、利息512,046件、2,830億90百万円を収納した。

また、繰上償還として元金261件、92億48百万円及びこれに伴う経過利息34件、2百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和2年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は253,120件、23兆3,996億15百万円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和2年3月末における受託貸付残高は19,685件、2,607億54百万円である。

第6表 令和元年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	454,546	1,751,983	511,757	282,651
公社貸付	289	6,928	289	439
計	454,835	1,758,911	512,046	283,090
長期貸付繰上償還				
一般貸付	256	8,816	34	2
公社貸付	5	432	-	-
計	261	9,248	34	2
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	455,096	1,768,159	512,080	283,092

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第7表 令和元年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	501,407	2.1	水道事業	3,210,733	13.7
公営住宅事業	252,216	1.1	一般交通事業	12,520	0.1
全国防災事業	135,717	0.6	都市高速鉄道事業	790,802	3.4
学校教育施設等整備事業	76,649	0.3	病院事業	1,090,488	4.7
社会福祉施設整備事業	111,096	0.5	下水道事業	7,280,495	31.1
一般廃棄物処理事業	46,290	0.2	工業用水道事業	171,767	0.7
一般事業	82,383	0.3	電気事業	48,389	0.2
臨時河川等整備事業	28,137	0.1	ガス事業	30,764	0.1
臨時高等学校整備事業	13,177	0.1	港湾整備事業	41,046	0.2
臨時地方道整備事業	694,915	3.0	介護サービス事業	19,970	0.1
地域活性化事業	77,740	0.3	市場事業	87,752	0.4
防災対策事業	170,522	0.7	と畜場事業	8,232	0.0
地方道路等整備事業	505,526	2.2	観光施設事業	2,510	0.0
合併特例事業	1,084,462	4.6	駐車場事業	12,797	0.1
緊急防災・減災事業	792,826	3.4	産業廃棄物処理事業	163	0.0
公共施設最適化事業	21,504	0.1	一般貸付計	23,377,826	99.9
公共施設等適正管理推進事業	118,464	0.5	道路公社	21,790	0.1
緊急自然災害防止対策事業	182	0.0	公社貸付計	21,790	0.1
過疎対策事業	29,152	0.1	合計	23,399,615	100.0
一般補助施設整備等事業	3,768	0.0			
臨時財政対策債	5,823,266	24.9			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

## 2. 地方支援業務

地方公共団体の財政運営の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

### ① 調査研究

大規模災害の発生が地方公共団体の中長期の財政運営に与える影響等について調査研究を進めたほか、総務省との共同研究として、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会を実施した。また、地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等に関する調査研究のほか、地方公共団体の資金管理等に関する実態調査を実施した。

諸外国の地方行財政制度の最新の動向等に関して専門機関が行う調査研究について、連携・支援を行った。

地方公共団体に対するアンケート調査やヒアリング等を通じ、

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題の把握を行った。

## ② 人材育成・実務支援

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材としたJFM地方財政セミナーを全国3箇所、JFM地方公営企業セミナーを全国3箇所で開催したほか、地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省・都道府県と共催で、全国8箇所において開催した。また、市区町村長を対象に、「AI、IoTで変わる自治体」をテーマとしたセミナーを地方行財政調査会・時事通信社と共催で開催した。

資金調達・運用に必要となる入門的な金融知識の習得を目的として、資金調達入門・資金運用入門研修を全国9箇所で開催した。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を7月と9月の2回開催した。

地方公共団体等が実施する研修に、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を56箇所で開催した。

地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣した。具体的には、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援については、36団体で延べ82回、地方公会計制度に係る運用・活用の支援については20団体で延べ24回実施した。

財政運営や資金調達等に係る個別の課題解決に向けて、自治体ファイナンス・アドバイザー等が助言を行う実務支援を、65件実施した。

## ③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できるツールとして財政分析チャート「Octagon」の提供を開始したほか、先進事例検索システムに事例を追加するなど充実を図った。

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができるEラーニング動画の視聴サービスを提供した。

## 3. 資金調達業務

令和元年度の資金調達総額は1兆7,831億円（発行価額ベース。以下同じ。）である。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,550億円、同20年債1,500億円、同5年債200億円、同30年債300億円、スポット債として40年債150億円、F L

I P債3,730億円、MTNプログラム1,761億円（円換算後）となっている。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,420億円、20年債2,370億円となっている。

その他、長期借入による調達を850億円行っている。

加えて、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は1,000億円であり、その内訳は全て10年債となっている。

この結果、令和元年度末において機構債券の発行残高は、20兆176億円、借入金の借入残高は長期借入金2,030億円となっている。

なお、令和元年度の機構債券の発行条件等は、第8表及び第9表のとおりである。

第8表 令和元年度債券発行状況

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	250	0.125	100	H31.4.18	R11.4.27
第120回	10年	300	0.115	100	R1.5.23	R11.5.28
第121回	10年	250	0.049	100	R1.6.14	R11.6.28
第122回	10年	300	0.065	100	R1.7.19	R11.7.27
第123回	10年	300	0.060	100	R1.8.20	R11.8.28
第124回	10年	300	0.050	100	R1.9.20	R11.9.28
第125回	10年	300	0.050	100	R1.10.18	R11.10.26
第126回	10年	350	0.115	100	R1.11.22	R11.11.28
第127回	10年	300	0.151	100	R1.12.20	R11.12.28
第128回	10年	300	0.155	100	R2.1.24	R12.1.28
第129回	10年	300	0.095	100	R2.2.25	R12.2.28
第130回	10年	300	0.050	100	R2.3.23	R12.3.28
第74回	20年	150	0.434	100	H31.4.18	R21.4.28
第75回	20年	150	0.323	100	R1.6.14	R21.6.28
第76回	20年	200	0.268	100	R1.7.19	R21.7.28
第77回	20年	200	0.200	100	R1.9.20	R21.9.28
第78回	20年	200	0.251	100	R1.10.18	R21.10.28
第79回	20年	200	0.345	100	R1.12.20	R21.12.28
第80回	20年	200	0.354	100	R2.1.24	R22.1.27
第81回	20年	200	0.232	100	R2.3.23	R22.3.28
第25回	5年	100	0.010	100	H31.4.18	R6.4.26
第26回	5年	100	0.001	100	R1.11.22	R6.11.28
第8回	30年	150	0.646	100	H31.4.18	R31.4.28
第9回	30年	150	0.446	100	R1.10.18	R31.10.28
第2回	40年	150	0.646	100	R2.1.28	R42.1.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F457回	9年	200	0.105	100	H31.4.24	R10.4.28
F458回	17年	30	0.360	100	H31.4.24	R18.4.28
F459回	21年	30	0.460	100	H31.4.24	R22.4.27
F460回	5年	70	0.012	100	H31.4.25	R6.6.25
F461回	9年	30	0.120	100	H31.4.25	R10.9.15
F462回	11年	30	0.157	100	H31.4.25	R11.11.22
F463回	21年	30	0.465	100	H31.4.25	R22.2.24
F464回	11年	30	0.155	100	R1.5.28	R12.6.20
F465回	21年	30	0.436	100	R1.5.28	R21.12.28
F466回	21年	50	0.322	100	R1.6.25	R22.3.28
F467回	5年	200	0.010	100	R1.6.26	R6.5.31
F468回	5年	30	0.006	100	R1.7.25	R6.9.25
F469回	5年	130	0.006	100	R1.7.25	R6.9.27
F470回	7年	90	0.015	100	R1.7.25	R8.7.1
F471回	7年	40	0.015	100	R1.7.25	R8.7.28
F472回	9年	30	0.043	100	R1.7.25	R10.2.28
F473回	9年	200	0.060	100	R1.7.25	R10.7.28
F474回	7年	30	0.015	100	R1.7.26	R8.7.22
F475回	15年	30	0.160	100	R1.7.26	R16.7.26
F476回	16年	30	0.198	100	R1.7.26	R17.10.26
F477回	17年	30	0.218	100	R1.7.26	R18.7.28
F478回	18年	30	0.230	100	R1.7.26	R19.7.28
F479回	22年	30	0.317	100	R1.7.26	R23.7.26
F480回	6年	30	0.009	100	R1.7.30	R7.5.28
F481回	6年	30	0.010	100	R1.7.30	R7.7.28
F482回	19年	30	0.281	100	R1.8.23	R21.2.28
F483回	21年	30	0.295	100	R1.7.30	R22.3.28
F484回	25年	30	0.373	100	R1.7.30	R26.7.28
F485回	5年	200	0.007	100	R1.8.21	R6.12.2
F486回	16年	30	0.099	100	R1.8.23	R17.8.23
F487回	5年	70	0.003	100	R1.9.27	R7.1.27
F488回	5年	200	0.003	100	R1.9.27	R7.2.25
F489回	7年	200	0.041	100	R1.10.24	R8.10.28
F490回	5年	200	0.003	100	R1.10.25	R7.3.25
F491回	11年	30	0.050	100	R1.10.24	R12.5.27
F492回	11年	30	0.050	100	R1.10.24	R12.5.28
F493回	17年	30	0.217	100	R1.10.24	R18.10.28
F494回	34年	30	0.532	100	R1.10.24	R35.10.28
F495回	5年	90	0.003	100	R1.10.25	R7.2.28
F496回	7年	40	0.021	100	R1.10.25	R8.10.28



区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F497回	11年	30	0.050	100	R1.10.25	R12.5.29
F498回	12年	30	0.083	100	R1.10.25	R13.10.28
F499回	18年	30	0.238	100	R1.10.25	R19.10.28
F500回	34年	30	0.531	100	R1.10.25	R35.10.24
F501回	11年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.5.30
F502回	11年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.5.31
F503回	11年	30	0.050	100	R1.10.31	R12.6.20
F504回	34年	30	0.544	100	R1.10.31	R35.10.31
F505回	12年	30	0.106	100	R1.11.27	R13.6.27
F506回	12年	30	0.178	100	R1.12.25	R13.7.28
F507回	7年	200	0.027	100	R2.1.30	R9.1.28
F508回	5年	140	0.003	100	R2.2.28	R7.4.28
F509回	5年	200	0.006	100	R2.2.28	R7.7.28
F510回	7年	60	0.021	100	R2.2.28	R9.2.26
F511回	12年	30	0.139	100	R2.2.28	R14.2.27
F512回	18年	40	0.251	100	R2.2.28	R20.2.26
F513回	19年	30	0.286	100	R2.2.28	R21.8.26

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円) ※				
第69回	5年	米ドル	1,057	1.750	99.890	R1.9.5	R6.9.5
第70回	5年	米ドル	66	1.650	99.99	R2.1.28	R7.1.28
第71回	5年	豪ドル	38	1.160	99.99	R2.1.28	R7.1.28
第72回	7年	ユーロ	600	0.050	99.867	R2.2.12	R9.2.12

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第111回	10年	200	0.155	100	H31.4.18	R11.4.18
A号第112回	10年	100	0.145	100	R1.5.23	R11.5.23
A号第113回	10年	100	0.079	100	R1.6.20	R11.6.20
A号第114回	10年	200	0.095	100	R1.7.19	R11.7.19
A号第115回	10年	100	0.090	100	R1.8.20	R11.8.20
A号第116回	10年	100	0.080	100	R1.9.20	R11.9.20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第117回	10年	200	0.080	100	R1.10.18	R11.10.18
A号第118回	10年	100	0.145	100	R1.11.22	R11.11.22
A号第119回	10年	100	0.181	100	R1.12.19	R11.12.19
A号第120回	10年	200	0.185	100	R2.1.24	R12.1.24
A号第121回	10年	100	0.125	100	R2.2.25	R12.2.25
A号第122回	10年	100	0.080	100	R2.3.25	R12.3.25
D号第37回	20年	200	0.454	100	H31.4.18	R21.4.18
D号第38回	20年	100	0.451	100	R1.5.23	R21.5.23
D号第39回	20年	100	0.343	100	R1.6.20	R21.6.20
D号第40回	20年	100	0.288	100	R1.7.19	R21.7.19
D号第41回	20年	100	0.220	100	R1.8.20	R21.8.19
D号第42回	20年	100	0.220	100	R1.9.20	R21.9.20
D号第43回	20年	200	0.271	100	R1.10.18	R21.10.18
D号第44回	20年	100	0.389	100	R1.11.22	R21.11.22
D号第45回	20年	100	0.365	100	R1.12.19	R21.12.19
D号第46回	20年	100	0.374	100	R2.1.24	R22.1.24
D号第47回	20年	100	0.316	100	R2.2.25	R22.2.24
D号第48回	20年	100	0.252	100	R2.3.25	R22.3.23

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第42回	10年	20	0.155	100	H31.4.18	R11.4.18
B号第43回	10年	40	0.145	100	R1.5.23	R11.5.23
B号第44回	10年	45	0.079	100	R1.6.20	R11.6.20
B号第45回	10年	90	0.095	100	R1.7.19	R11.7.19
B号第46回	10年	85	0.090	100	R1.8.20	R11.8.20
B号第47回	10年	60	0.080	100	R1.9.20	R11.9.20
B号第48回	10年	55	0.080	100	R1.10.18	R11.10.18
B号第49回	10年	75	0.145	100	R1.11.22	R11.11.22
B号第50回	10年	65	0.181	100	R1.12.19	R11.12.19
B号第51回	10年	125	0.185	100	R2.1.24	R12.1.24
B号第52回	10年	90	0.125	100	R2.2.25	R12.2.25
B号第53回	10年	70	0.080	100	R2.3.25	R12.3.25
C号第42回	20年	35	0.454	100	H31.4.18	R21.4.18

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第43回	20年	45	0.451	100	R1.5.23	R21.5.23
C号第44回	20年	50	0.343	100	R1.6.20	R21.6.20
C号第45回	20年	110	0.288	100	R1.7.19	R21.7.19
C号第46回	20年	115	0.220	100	R1.8.20	R21.8.19
C号第47回	20年	70	0.220	100	R1.9.20	R21.9.20
C号第48回	20年	60	0.271	100	R1.10.18	R21.10.18
C号第49回	20年	80	0.389	100	R1.11.22	R21.11.22
C号第50回	20年	75	0.365	100	R1.12.19	R21.12.19
C号第51回	20年	150	0.374	100	R2.1.24	R22.1.24
C号第52回	20年	100	0.316	100	R2.2.25	R22.2.24
C号第53回	20年	80	0.252	100	R2.3.25	R22.3.23

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第119回	10年	200	0.040	100	H31.4.15	R11.4.13
第120回	10年	200	0.001	100	R1.7.16	R11.7.13
第121回	10年	200	0.001	100	R1.10.15	R11.10.15
第122回	10年	200	0.070	100	R1.12.16	R11.12.14
第123回	10年	200	0.070	100	R2.1.21	R12.1.21

償還方法：満期一括償還

※政府保証国内債の実績は額面ベースで記載している。

## 第9表 令和元年度借入状況

(借入金)

区分	当期末残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (平成年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	100	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,180	2,030	0.32364	R3.9.27 ~R12.3.26

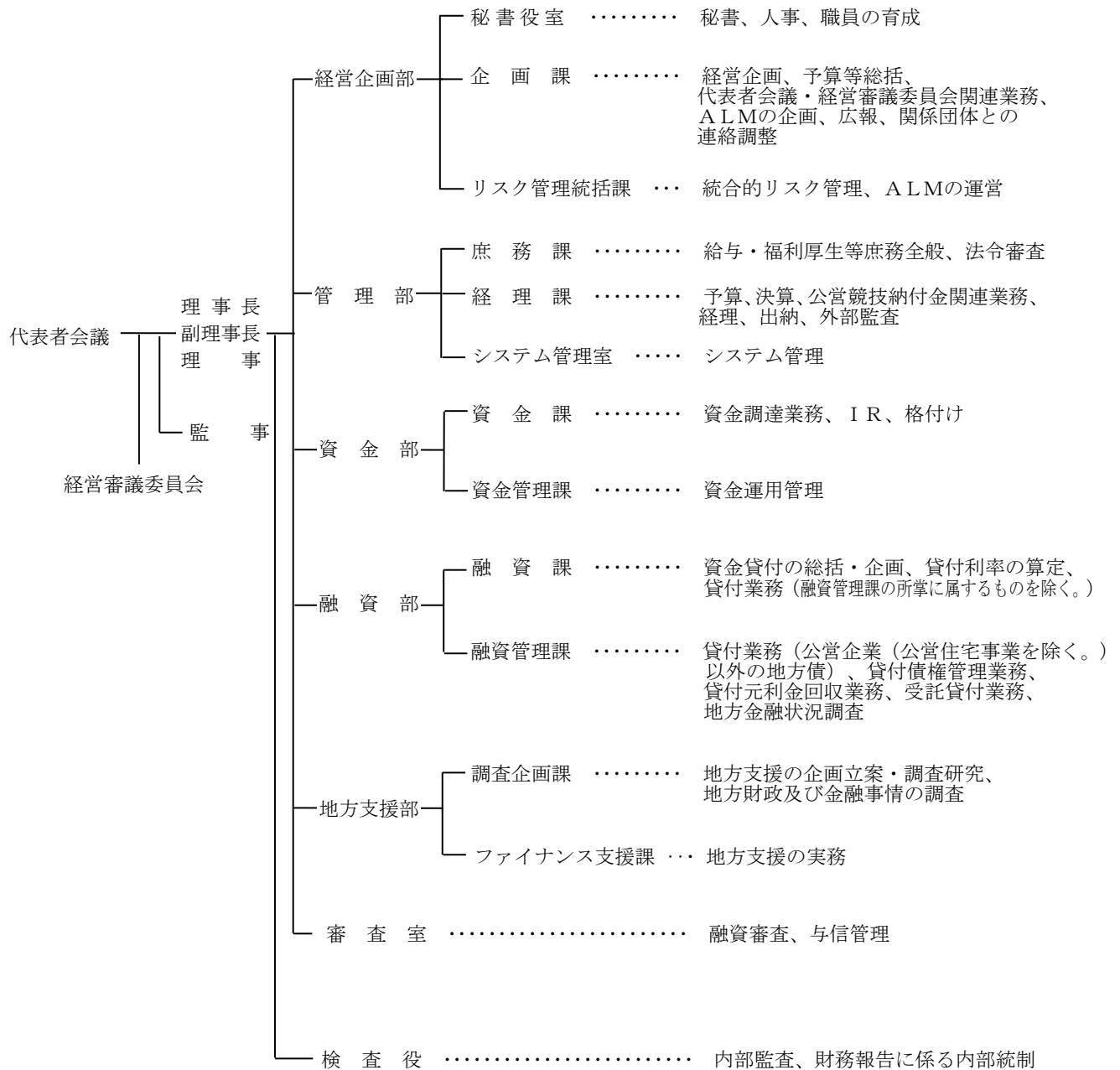
返済方法：満期一括返済

#### 4. 公営競技納付金の概況

令和元年度における公営競技納付金（平成30年度開催分に基づく納付金）は、69億96百万円であった。

なお、納付団体数は59団体で、公営競技の開催権を有する団体（191団体：平成30年度）の30.9%であった。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和2年3月31日現在)



令和元年度

地方公共団体金融機構  
財 務 諸 表

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

地方公共団体金融機構

## 目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 1 9
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 0
付属明細書	・ ・ ・ 2 1

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,399,615	債券	20,013,462
有価証券	365,500	借入金	203,000
現金預け金	557,437	金融商品等受入担保金	58,073
金融商品等差入担保金	12,391	その他負債	5,040
その他資産	7,881	賞与引当金	58
有形固定資産	2,777	役員賞与引当金	10
無形固定資産	1,097	退職給付引当金	62
		役員退職慰労引当金	32
		地方公共団体健全化基金	920,287
		基本地方公共団体健全化基金	920,287
		特別法上の準備金等	2,822,777
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	605,607
		利差補てん積立金	17,169
		負債の部合計	24,022,803
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	238,383
		一般勘定積立金	238,383
		評価・換算差額等	11,101
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	323,896
資産の部合計	24,346,700	負債及び純資産の部合計	24,346,700



## 損 益 計 算 書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	289,727
資金運用収益	282,623
役務取引等収益	87
その他業務収益	8
その他経常収益	7,008
地方公共団体健全化基金受入額	6,996
その他の経常収益	12
経常費用	160,663
資金調達費用	154,271
役務取引等費用	299
その他業務費用	2,926
営業経費	3,166
経常利益	129,063
特別利益	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,000
利差補てん積立金取崩額	5,259
特別損失	208,555
固定資産処分損	23
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,531
国庫納付金	100,000
当期純利益	25,767

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(令和2年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		25,767
当期純利益	25,767	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	25,767	25,767

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(令和2年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		-
当期純利益	-	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191
当期変動額							
当期純利益	-	25,767	25,767	25,767	-	-	25,767
出資者資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	2,937	-	2,937
当期変動額合計	-	25,767	25,767	25,767	2,937	-	28,704
当期末残高	16,602	238,383	238,383	254,985	11,101	57,808	323,896

キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	25,767
減価償却費	606
資金運用収益	△ 282,623
資金調達費用	154,271
賞与引当金の増加額	0
役員賞与引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加額	9
役員退職慰労引当金の増加額	7
地方公共団体健全化基金の減少額	△ 6,996
公庫債権金利変動準備金の増加額	108,531
利差補てん積立金の減少額	△ 5,259
貸付金の純増(△)減	103,477
債券の純増減(△)	△ 380,219
借入金の純増減(△)	75,000
資金運用による収入	283,600
資金調達による支出	△ 153,475
その他	43,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,493
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	934,200
有価証券の取得による支出	△ 1,119,700
有形固定資産の取得による支出	△ 411
無形固定資産の取得による支出	△ 634
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 186,546
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△ 100,000
公営競技納付金による収入	6,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 93,003
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の減少額	△ 313,043
VI 現金及び現金同等物の期首残高	870,480
VII 現金及び現金同等物の期末残高	557,437

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円を国に納付することとなりました。令和 2 年度においては、「令和 2 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 2 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 600 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

## 注記事項等

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

677 百万円

#### 2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

#### 3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供しております。

#### 4. 特別法上の準備金等

##### (1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

##### (2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

##### (3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

### 【損益計算書に関する注記】

#### 1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 25,767 百万円

管理勘定 - 百万円

#### 2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和元年度においては「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成31年総務省・財務省令第4号。以下「国帰属省令」という。）に



基づき、公庫債権金利変動準備金 1,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆輸となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

##### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和 56 年法律第 59 号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

## ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

## [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

### ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

#### a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、森林整備などの促進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円、また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

#### b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

#### ②為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

#### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は36,671百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は37,215百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は8,642百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は8,742百万円増加するものと考えられます。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になると、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補充資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,399,615	24,901,200	1,501,584
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	365,500	365,500	-
(3) 現金預け金	557,437	557,437	-
(4) 金融商品等差入担保金	12,391	12,391	-
資産計	24,334,943	25,836,528	1,501,584
(1) 債券	20,013,462	20,690,092	676,629
(2) 借入金	203,000	204,988	1,988
(3) 金融商品等受入担保金	58,073	58,073	-
負債計	20,274,535	20,953,153	678,617
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和2年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

全て満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,612,376	1,335,110	※2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	-	-	※2	
合計			1,632,376	1,355,110		

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,803,890	1,806,270	1,770,897	1,681,255	1,567,759
有価証券 満期保有目的のもの	365,500	-	-	-	-
預け金	557,437	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,503,382	6,555,776	1,663,603	46,779
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159
借入金	-	1,000	-	86,200	83,400

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	5,897,181	3,117,760	206,000	94,000
借入金	30,800	1,600	-	-

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和2年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	365,500	365,500	-
	小計	365,500	365,500	-
合計		365,500	365,500	-

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満

たす場合には振当処理を採用しております。

## (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ  
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・外貨預金

## (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

## (4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

## 3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

## 4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

## 【退職給付に関する注記】

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。



## 2. 確定給付型の制度

### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	52 百万円
退職給付費用	17 百万円
退職給付の支払額	0 百万円
制度への拠出額	<u>7 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>62 百万円</u>

### (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	184 百万円
年金資産	<u>△168 百万円</u>
	15 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>46 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>62 百万円</u>
退職給付引当金	<u>62 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>62 百万円</u>

### (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	17 百万円
----------------	--------

（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	16,640,828	6,758,787		23,399,615
有価証券	365,500			365,500
現金預け金	557,437			557,437
金融商品等差入担保金	12,391			12,391
その他資産	3,682	4,199		7,881
有形固定資産	2,777			2,777
無形固定資産	1,097			1,097
一般勘定貸		582,840	△ 582,840	
資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700
負債の部				
債券	13,351,373	6,662,089		20,013,462
借入金	203,000			203,000
金融商品等受入担保金	58,073			58,073
その他負債	1,889	3,150		5,040
賞与引当金	58			58
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	62			62
役員退職慰労引当金	32			32
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	582,840		△ 582,840	
特別法上の準備金等	2,200,000	622,777		2,822,777
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		605,607		605,607
利差補てん積立金		17,169		17,169
負債の部合計	17,317,625	7,288,018	△ 582,840	24,022,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	238,383			238,383
一般勘定積立金	238,383			238,383
評価・換算差額等	11,101			11,101
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	266,087	57,808		323,896
負債及び純資産の部合計	17,583,713	7,345,827	△ 582,840	24,346,700

（注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

## 勘定別情報（損益計算書関係）

（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,662	162,962	△ 6,897	289,727
資金運用収益	126,123	156,499		282,623
役務取引等収益	87			87
その他業務収益	8			8
その他経常収益	7,008			7,008
地方公共団体健全化基金受入額	6,996			6,996
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	434		△ 434	
一般勘定貸受取利息		8	△ 8	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,454	△ 6,454	
経常費用	107,871	59,690	△ 6,897	160,663
資金調達費用	95,472	58,798		154,271
役務取引等費用	179	119		299
その他業務費用	2,627	299		2,926
営業経費	3,128	38		3,166
管理勘定借支払利息	8		△ 8	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,454		△ 6,454	
一般勘定事務委託費		434	△ 434	
経常利益	25,791	103,272	-	129,063
特別利益	-	105,259	-	105,259
公庫債権金利変動準備金取崩額		100,000		100,000
利差補てん積立金取崩額		5,259		5,259
特別損失	23	208,531	-	208,555
固定資産処分損	23			23
公庫債権金利変動準備金繰入額		108,531		108,531
国庫納付金		100,000		100,000
当期純利益	25,767	-	-	25,767

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,185	2	-	1,187	508	32	679
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	893	45	332	606	168	123	438
有形固定資産計	3,738	48	332	3,454	677	155	2,777
無形固定資産							
ソフトウェア	3,266	658	2,079	1,844	748	451	1,096
その他の無形固定資産	123	1	123	1	-	-	1
無形固定資産計	3,389	660	2,203	1,846	748	451	1,097

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～令和2年1月21日	5,053,012	4,469,844 (652,530)	0.001 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,073	420,059	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第9回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月25日 ～平成28年10月28日	810,455	520,315 (200,000)	0.001 ～0.385	6年
政府保証債（国内債） 4年第7回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ～平成30年2月26日	200,223	200,111 (40,000)	0.001	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル] (83,170)	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第15回～第26回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和元年11月22日	135,000	125,000 (20,000)	0.001 ～0.230	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	-	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第130回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～令和2年3月23日	3,250,000	3,360,000 (360,000)	0.049 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第81回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和2年3月23日	1,425,000	1,575,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第9回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和元年10月18日	75,000	105,000	0.446 ～1.864	30年

非政府保証公募債 40年第1回～第2回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年1月28日	15,000	30,000	0.646 ～0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～14、16～17、24～25、27 ～29、31、35～37、41～43、45～5 2、54～69、71～73、75～85、87～9 0、92～93、95～98、100～112、11 5～139、141～153、155～164、16 6～169、171～210、212～243、24 5～276、278～513回地方公共団体金融機構 債券	平成21年7月23日 ～令和2年2月28日	2,380,659	2,600,288  (81,000)	0.001  ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回地方公共団体金融機構 債券(変動利付)	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	20,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債(外債) 第43～45、47～72回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和2年2月12日	1,340,300	1,517,247 [11,260百万米ドル] [654百万豪ドル] [58百万NZドル] [1,580百万ユーロ] (184,232)	0.050 ～5.092	3年 ～11年
非政府保証債(外債) 第30、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年6月6日 ～平成25年7月22日	20,230	9,863 [100百万米ドル] (9,863)	変動	7年
縁故債 A号第1回～第122回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～令和2年3月25日	2,630,000	2,510,000 (400,000)	0.069 ～1.530	10年
縁故債 B号第1回～第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和2年3月25日	229,500	311,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第53回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和2年3月25日	365,500	462,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第48回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和2年3月25日	450,000	590,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,988,125	18,959,899 (2,030,795)	-	-
政府保証債(国内債) 第7回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月15日 ～平成21年5月25日	140,000	-	1.4 ～1.5	10年
非政府保証公募債 第3回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月28日 ～平成21年5月28日	60,000	-	1.593 ～1.65	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,970	84,973	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	-	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	404,970	84,973	-	-
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,838	184,860 (39,900)	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド公営企業債券	平成11年8月9日	28,376	-	5.75	20年

非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,834	569,858	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,903	189,909	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	26,130	23,960 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	999,082	968,589 (42,070)	-	-
合計	-	20,392,179	20,013,462 (2,072,865)	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,013,462百万円の一般担保に供しております。

2. 「政府保証債（外債）第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第43～45、47～72回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第30、39回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。

3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。

4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	1,827,159

### 3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,000	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	118,000	203,000	0.324	令和3年9月27日～ 令和22年3月16日
合計	128,000	203,000	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	-	1,000	-	86,200	83,400

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	57	58	57	-	58
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
退職給付引当金	52	17	0	7	62
役員退職慰労引当金	24	8	-	1	32

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	597,076	108,531	-	100,000	-	605,607
合 計	2,797,076	108,531	-	100,000	-	2,805,607

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	6,996	-	6,996	-	920,287
合 計	920,287	6,996	-	6,996	-	920,287

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和元年度

地方公共団体金融機構  
決算報告書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

地方公共団体金融機構



令和元年度 決算報告書

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,427,679	23,399,615	△ 28,063	
有価証券及び現金預け金	773,823	922,937	149,114	
金融商品等差入担保金	22,857	12,391	△ 10,466	
その他の資産	7,417	7,881	464	
有形固定資産及び無形固定資産	5,069	3,874	△ 1,194	
資 産 合 計	24,236,845	24,346,700	109,855	
債 券	19,939,513	20,013,462	73,949	
借 入 金	194,500	203,000	8,500	
金融商品等受入担保金	41,460	58,073	16,613	
その他の負債	5,201	5,040	△ 160	
賞与引当金	-	58	58	
役員賞与引当金	-	10	10	
退職給付引当金	-	62	62	
役員退職慰労引当金	-	32	32	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△0	
特別法上の準備金等	2,821,827	2,822,777	950	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	604,822	605,607	785	
利差補てん積立金	17,005	17,169	164	
負 債 合 計	23,922,788	24,022,803	100,015	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	234,117	238,383	4,266	
一般勘定積立金	234,117	238,383	4,266	
評価・換算差額等	5,529	11,101	5,572	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	△0	
純 資 産 合 計	314,057	323,896	9,839	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,236,845	24,346,700	109,855	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

(1) 貸付金は、回収額が予定を上回ったことによる減

(2) 有価証券及び現金預け金は、債券発行額が予定を上回った（計画を前倒しして前年度に発行した分を含む）こと等による増

(3) 金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減

(4) 有形固定資産及び無形固定資産は、ソフトウェアの減価償却等による減

(5) 債券は、債券発行額が予定を上回った（計画を前倒しして前年度に発行した分を含む）こと等による増

(6) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増

(7) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増

(8) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増

(9) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の増

## 令和元年度 決算報告書

損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	287,815	289,727	1,912	
資 金 運 用 収 益	284,614	282,623	△ 1,990	
貸 付 金 利 息	283,900	282,112	△ 1,787	
有価証券利息及び預け金利息	0	58	58	
金利スワップ受入利息	-	258	258	
その他の受入利息	714	193	△ 520	
役 務 取 引 等 収 益	87	87	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	8	8	
そ の 他 経 常 収 益	3,113	7,008	3,895	
地方公共団体健全化基金受入額	3,100	6,996	3,896	
その他の経常収益	13	12	△0	
経 常 費 用	163,418	160,663	△ 2,754	
資 金 調 達 費 用	156,902	154,271	△ 2,630	
債 券 利 息	156,437	153,760	△ 2,676	
借 入 金 利 息	465	475	10	
金利スワップ支払利息	-	36	36	
役 務 取 引 等 費 用	285	299	14	
そ の 他 業 務 費 用	2,760	2,926	166	
営 業 経 費	3,471	3,166	△ 304	
人 件 費	923	885	△ 37	
業 務 費	1,444	1,220	△ 223	
その他の営業経費	1,104	1,060	△ 43	
経 常 利 益	124,396	129,063	4,667	
特 別 利 益	105,549	105,259	△ 289	
公庫債権金利変動準備金取崩額	100,184	100,000	△ 184	
利差補てん積立金取崩額	5,364	5,259	△ 104	
特 別 損 失	208,327	208,555	228	
固 定 資 産 処 分 損	-	23	23	
金 利 変 動 準 備 金 繰 入 額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	108,143	108,531	388	
国 庫 納 付 金	100,184	100,000	△ 184	
当 期 純 利 益	21,618	25,767	4,149	

**【注記事項】**

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

(1) 貸付金利息は、金利が想定を下回ったこと等による減

(2) 地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

(3) 債券利息は、金利が想定を下回ったこと等による減

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和2年5月21日

地方公共団体金融機構

理事長 瀧野 欣 彌 殿

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 細野 和也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司 ㊞

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <決算報告書監査>

### 監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項—決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和2年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和2年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

地方公共団体金融機構  
理事長 瀧野 欣 彌 様

## 令和元年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施した。

その結果について次のとおり報告する。

### 1 監査の方法及び内容

幹部会議その他重要な会議に出席するほか、業務運営等について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から令和元年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

### 2 監査の結果

（1）令和元年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

（2）会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和2年5月21日

地方公共団体金融機構

監 事 大 内 秀 彦 印

監 事 大 森 正 明 印

# 令和元年度

## 地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構



# 令和元年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸付		計 画	実 績
	貸付金	1兆6,600億円	<b>1兆6,646億円</b> (+46億円)
貸付回収金	1兆7,600億円	<b>1兆7,681億円</b> (+81億円)	
貸付金残高	(平成30年度末) 23兆5,030億円	(令和元年度末) <b>23兆3,996億円</b> (▲1,034億円)	

資金調達		計 画	実 績
	債券発行等	1兆8,000億円	<b>1兆7,831億円</b> (▲169億円)
機構債(公募債)	1兆1,450億円	1兆1,191億円 (▲258億円)	
" (地共連等引受け)	4,800億円	4,790億円 (▲10億円)	
長期借入	750億円	850億円 (+100億円)	
政府保証債	1,000億円	1,000億円 ( — )	
償還金等	2兆883億円	<b>2兆883億円</b> ( — )	
債券発行等残高	(平成30年度末) 20兆5,201億円	(令和元年度末) <b>20兆2,164億円</b> (▲3,037億円)	

注1 資金調達の実績額と債券発行等残高は、発行価額ベース。

注2 令和元年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金 の限度額は2兆2,250億円。



# 令和元年度事業別貸付実績

## (1) 一般会計債及び臨時財政対策債

(単位：百万円)

区 分	令和元年度末 貸付残高 (A)	平成30年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和元年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
一般会計債					
公共事業等	501,407	483,415	17,992	39,407	▲ 15,941
公営住宅事業	252,216	273,025	▲ 20,809	13,952	▲ 3,833
全国防災事業	135,717	146,538	▲ 10,821	0	0
学校教育施設等整備事業	76,649	69,554	7,095	10,738	▲ 5,218
社会福祉施設整備事業	111,096	109,912	1,184	7,419	▲ 7,273
一般廃棄物処理事業	46,290	41,497	4,793	6,960	▲ 5,751
一般事業	82,383	81,019	1,364	5,317	▲ 6,873
臨時河川等整備事業	28,137	37,293	▲ 9,156	0	0
臨時高等学校整備事業	13,177	16,957	▲ 3,780	0	0
臨時地方道整備事業	694,915	902,560	▲ 207,645	0	0
地域活性化事業	77,740	72,599	5,141	10,208	▲ 3,084
防災対策事業	170,522	165,931	4,591	13,712	▲ 4,332
地方道路等整備事業	505,526	518,400	▲ 12,874	20,752	▲ 17,960
合併特例事業	1,084,462	1,063,573	20,889	99,119	▲ 17,050
緊急防災・減災事業	792,826	757,954	34,872	134,617	25,654
公共施設最適化事業	21,504	22,421	▲ 917	17	▲ 4,084
公共施設等適正管理推進事業	118,464	42,889	75,575	76,437	34,386
緊急自然災害防止対策事業	182	0	182	182	皆増
過疎対策事業	29,152	4,301	24,851	24,938	20,637
一般補助施設整備等事業	3,768	2,216	1,552	1,555	147
小 計	4,746,132	4,812,055	▲ 65,923	465,328	▲ 10,395
臨時財政対策債	5,823,266	5,617,738	205,528	460,027	▲ 49,729
合 計 (C)	10,569,398	10,429,793	139,605	925,355	▲ 60,124

## (2) 公営企業債等

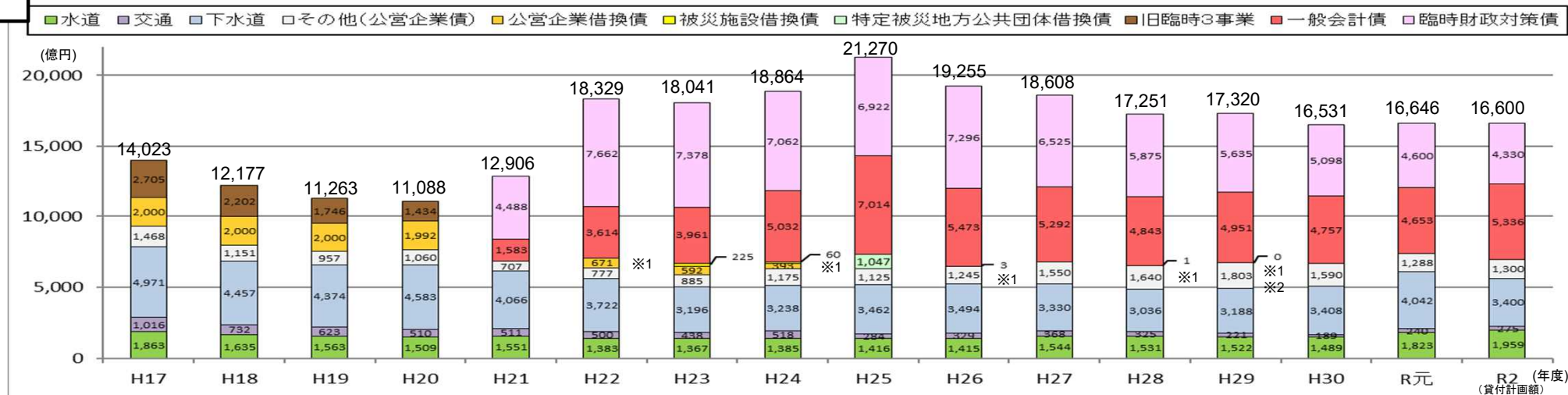
(単位：百万円)

区 分	令和元年度末 貸付残高 (A)	平成30年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和元年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
公営企業債					
水道事業（上水道）	2,968,321	3,042,633	▲ 74,312	173,902	31,570
（簡易水道）	242,412	244,614	▲ 2,202	8,421	1,879
交通事業（一般交通）	12,520	11,559	961	2,214	▲ 672
（都市高速交通）	790,802	830,407	▲ 39,605	21,803	5,802
病院事業	1,090,488	1,059,627	30,861	97,919	▲ 34,069
下水道事業	7,280,495	7,417,670	▲ 137,175	404,226	63,390
工業用水道事業	171,767	180,197	▲ 8,430	8,091	220
電気事業	48,389	46,603	1,786	7,013	2,293
ガス事業	30,764	31,841	▲ 1,077	1,832	▲ 649
港湾整備事業	41,046	44,181	▲ 3,135	2,877	1,249
介護サービス事業	19,970	20,660	▲ 690	1,721	446
市場事業	87,752	85,694	2,058	8,941	691
と畜場事業	8,232	9,378	▲ 1,146	84	▲ 25
観光施設事業	2,510	2,946	▲ 436	123	▲ 254
駐車場事業	12,797	15,913	▲ 3,116	147	▲ 150
産廃施設事業	163	224	▲ 61	14	皆贈
合 計 (D)	12,808,428	13,044,150	▲ 235,722	739,327	71,733
公社貸付	21,790	29,149	▲ 7,359	0	0
被災施設借換債	0	0	0	0	0
総 計 (C) + (D)	23,399,615	23,503,092	▲ 103,477	1,664,682	11,609

※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

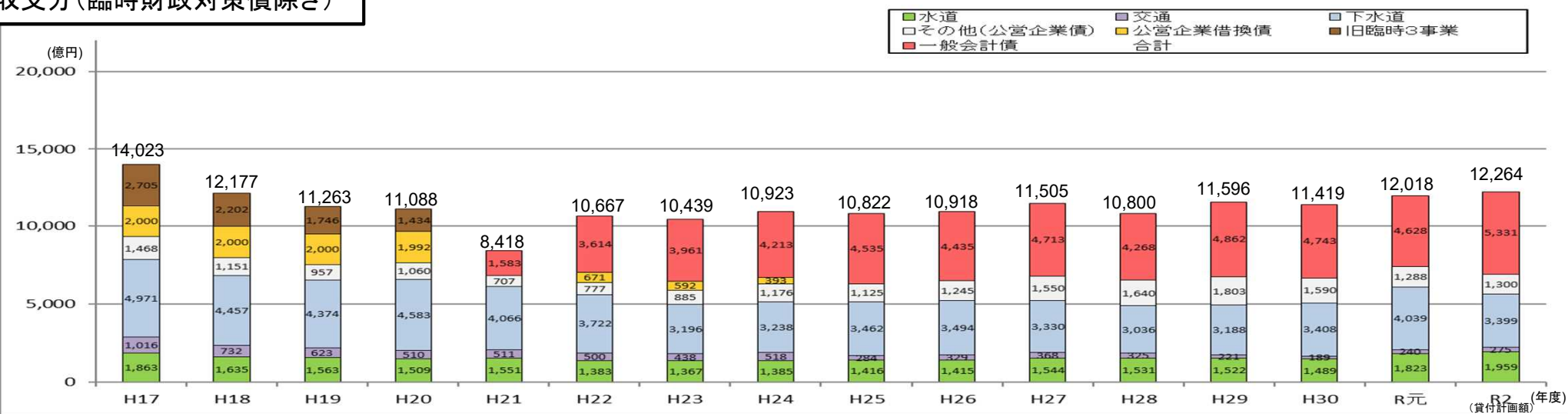
# 貸付額の推移

全体



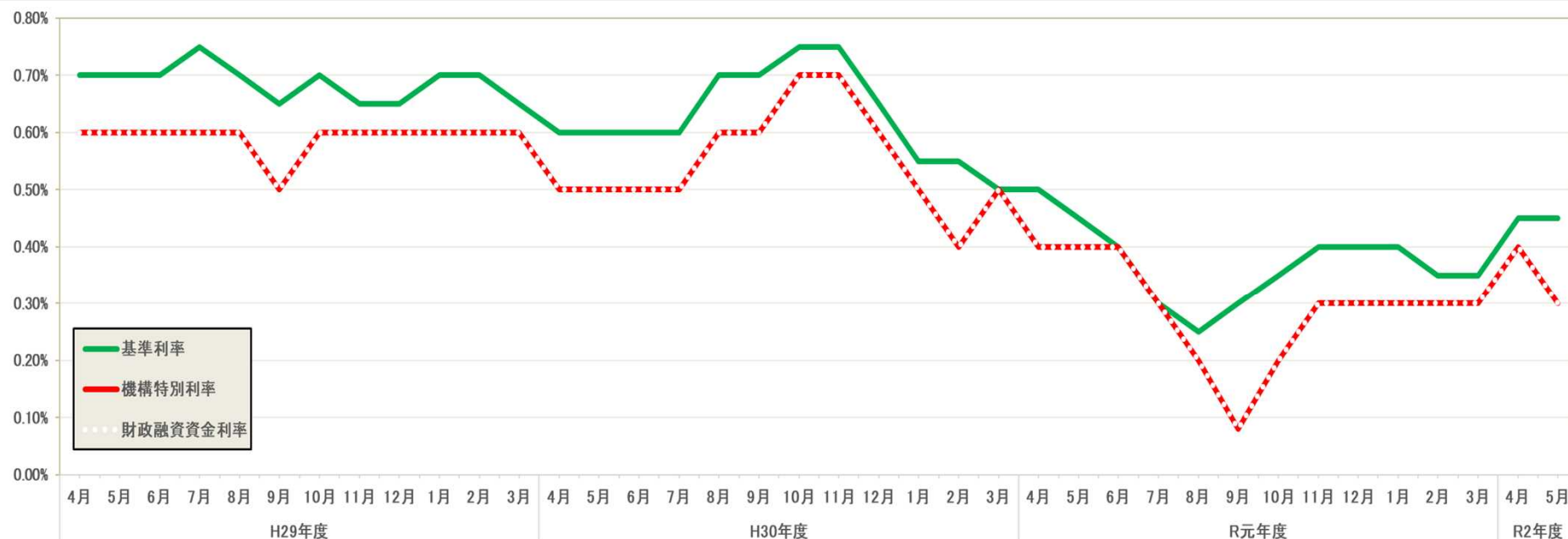
※1 被災施設借換債  
※2 貸付額は34百万円

通常収支分(臨時財政対策債除き)



# 貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。  
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	H29年度												H30年度												R元年度												R2年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
機構資金利率改定日	4/24~	5/24~	6/28~	7/26~	8/25~	9/19~	10/27~	11/28~	12/26~	1/29~	2/26~	3/19~	4/23~	5/23~	6/27~	7/27~	8/28~	9/19~	10/29~	11/28~	12/26~	1/29~	2/26~	3/19~	4/24~	5/24~	6/26~	7/29~	8/28~	9/19~	10/25~	11/27~	12/25~	1/29~	2/26~	3/19~	4/22~	5/25~
基準利率	0.70%	0.70%	0.70%	0.75%	0.70%	0.65%	0.70%	0.65%	0.65%	0.70%	0.70%	0.65%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.75%	0.75%	0.65%	0.55%	0.55%	0.50%	0.500%	0.450%	0.400%	0.300%	0.250%	0.300%	0.350%	0.400%	0.400%	0.400%	0.350%	0.350%	0.450%	0.450%
機構特別利率 ①	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.50%	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%
財政融資資金利率 ②	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.50%	0.400%	0.400%	0.400%	0.300%	0.200%	0.080%	0.200%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.300%	0.400%	0.300%
利差 ②-①	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%

# 令和元年度資金調達実績

## 1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

### （1）公募債

債券の種類	R元実績額	H30実績額	増減額
国内債	9,430億円	8,065億円	1,365億円
10年債	3,550億円	2,800億円	750億円
20年債	1,500億円	1,300億円	200億円
5年債	200億円	200億円	0億円
30年債	300億円	200億円	100億円
スポット債	150億円	150億円	0億円
FLIP	3,730億円	3,415億円	315億円
国外債	1,761億円	3,561億円	▲1,799億円
計	11,191億円	11,626億円	▲434億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。

※H30実績額には、平成31年3月5日に条件決定した米貨建10億ドル(1,115億円相当)の調達分が含まれています。

### （2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R元実績額	H30実績額	増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	0億円
10年債	1,600億円	1,500億円	100億円
20年債	1,400億円	1,500億円	▲100億円
地共済引受債	1,790億円	1,875億円	▲85億円
10年債	820億円	705億円	115億円
20年債	970億円	1,170億円	▲200億円
計	4,790億円	4,875億円	▲85億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

## 2 長期借入

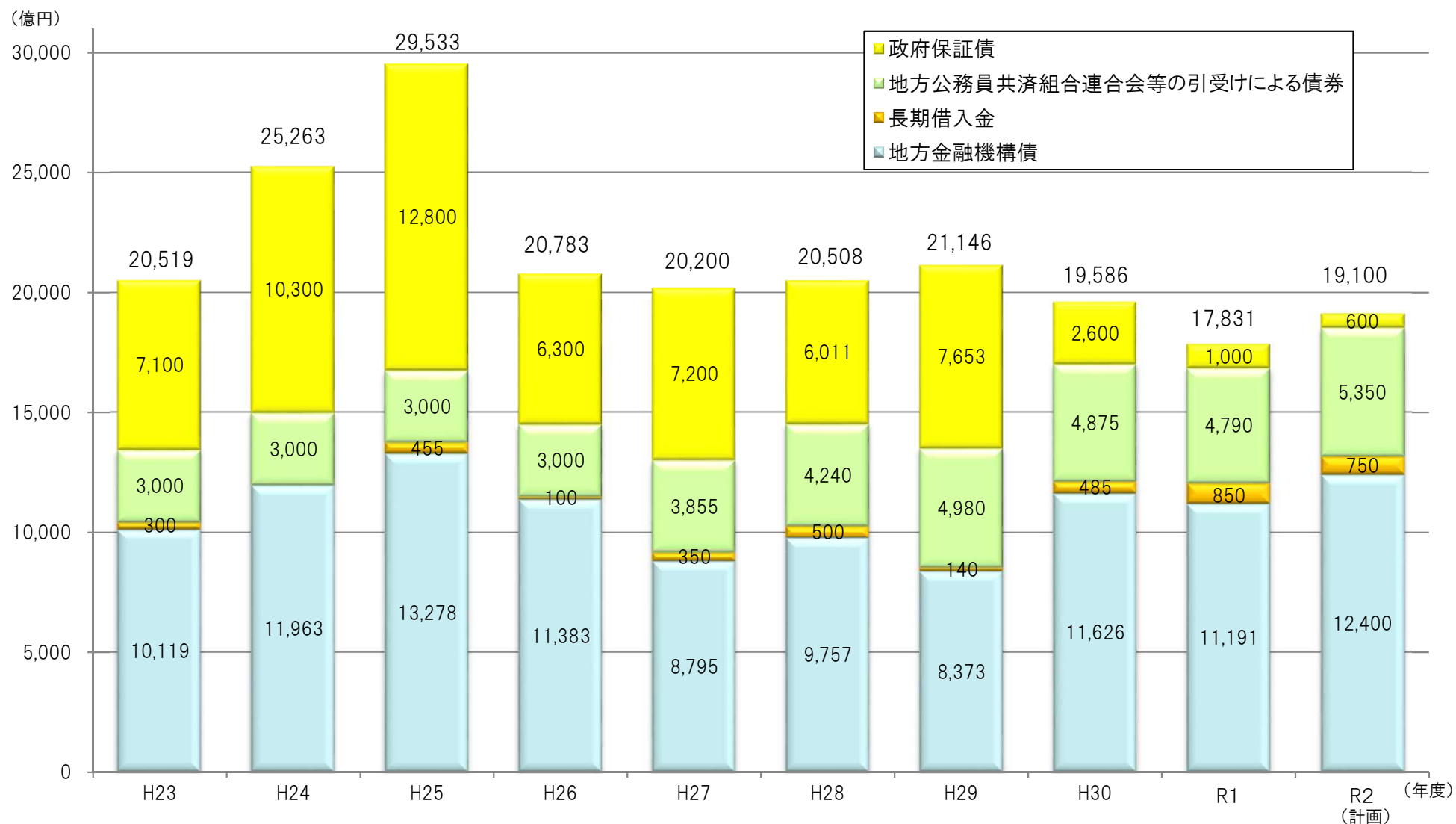
R元実績額	H30実績額	増減額
850億円	485億円	365億円

## 3 政府保証債

債券の種類	R元実績額	H30実績額	増減額
10年債	1,000億円	2,600億円	▲1,600億円

※単位未満四捨五入

# 資金調達額の推移



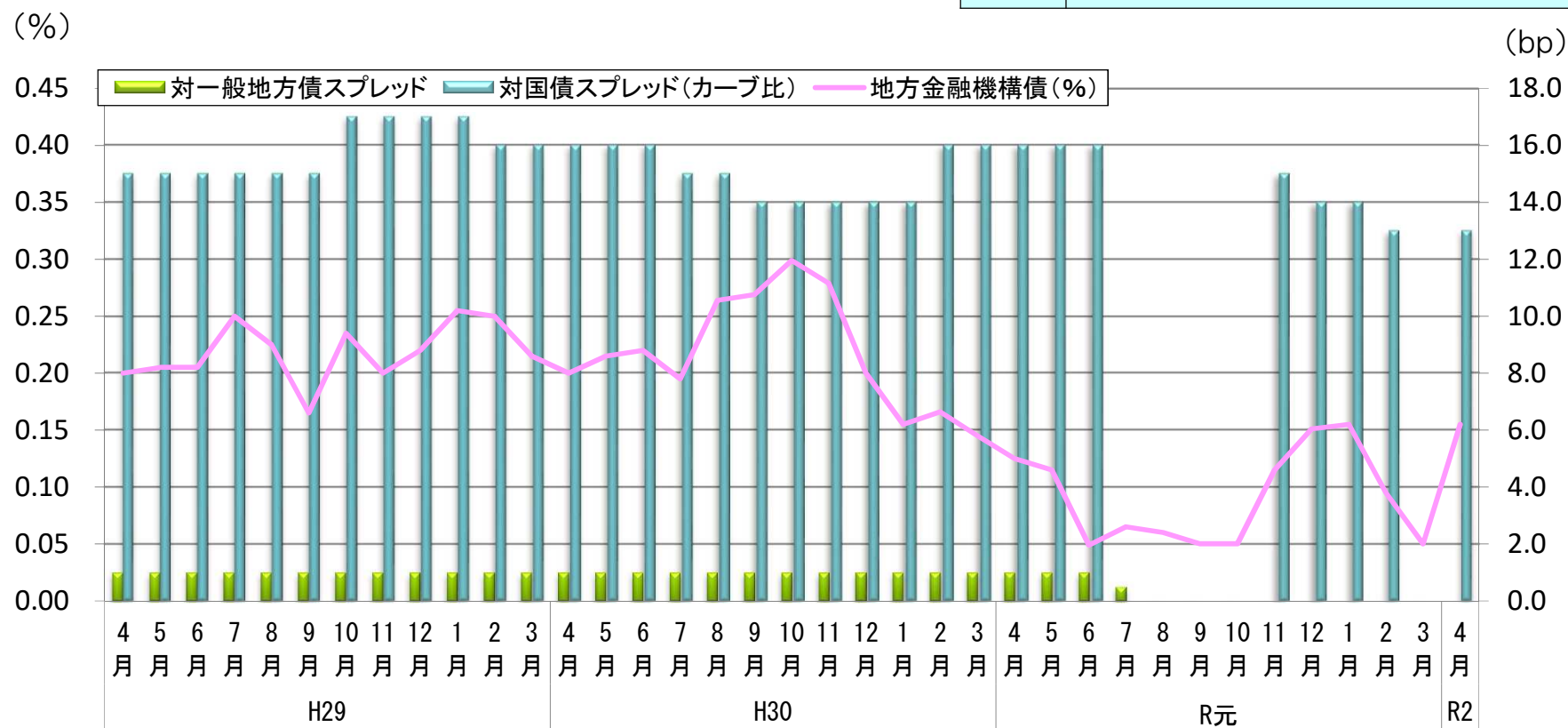
(単位未満四捨五入)



# 地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回数	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第129回	令和2年 2月13日	300	0.095	13.0	0.0
第130回	令和2年 3月10日	300	0.050	-	0.0
第131回	令和2年 4月 9日	300	0.155	13.0	0.0

令和2年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券 大和証券 野村證券 みずほ証券 三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券 ゴールドマン・サックス証券 しんきん証券 東海東京証券
シ団③	バークレイズ証券 BNPパリバ証券 メリルリンチ日本証券



(注) カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。「一般地方債」は、同月に条件決定をする地方債のリーディング銘柄の発行実績による。令和元年7～10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定。





# 地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

## 5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第24回	平成30年11月 8日	100	0.020	—	0.0
第25回	平成31年 4月 9日	100	0.010	—	0.0
第26回	令和元年11月13日	100	0.001	—	0.0

(注)絶対値にて条件決定。

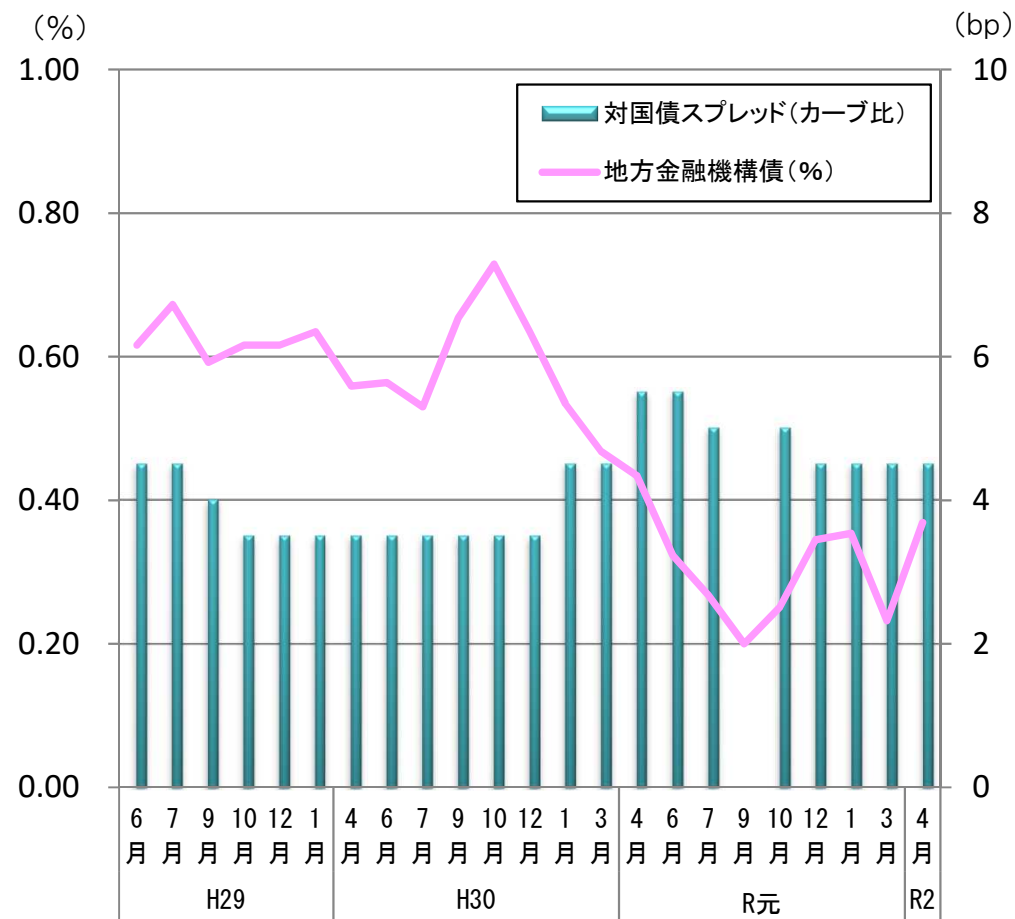
## 20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第80回	令和2年 1月15日	200	0.354	4.5	0.0
第81回	令和2年 3月10日	200	0.232	4.5	0.0
第82回	令和2年 4月 9日	200	0.369	4.5	0.0

## 30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第8回	平成31年 4月 9日	150	0.646	10.0	0.0
第9回	令和元年10月 8日	150	0.446	8.0	0.0
第10回	令和2年 4月 9日	200	0.517	7.0	0.0

## 20年債スプレッド推移グラフ



(注) カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。  
令和元年9月は下限利率にて条件決定。



# 令和元年度地方支援業務の実績

- ◆ 地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応。
- ◆ 地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施。

調査研究	人材育成・実務支援	情報発信
<p>◇地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元</p> <p>①地方財政に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方財政に関する調査研究           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模災害後の地方公共団体の財政運営に関する調査研究 → 令和2年度に継続</li> </ul> </li> <li>● 総務省との共同研究           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人口減少社会における持続可能な公営企業制度のあり方に関する調査研究 → 令和2年度に継続</li> </ul> </li> </ul> <p>②地域金融に関する調査研究</p> <p>③諸外国の地方財政制度等に関する調査研究</p>	<p>◇財政運営を担う地方公共団体職員のための財政、金融等に関する研修等を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザー等が個別の財政運営における課題や疑問の解決に向けきめ細かな支援を提供</p> <p>①JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー 396人（6会場）</p> <p>②地方公営企業実務講習会： 1,557人（8会場）</p> <p>③市区町村長セミナー： 約300人 （うち市区町村長7人）</p> <p>④資金調達入門研修： 326人（5会場）</p> <p>⑤資金運用入門研修： 191人（4会場）</p> <p>⑥宿泊型研修（JAMP・JIAM）： 97人</p> <p>⑦出前講座： 56回（786団体、2,158人が受講）</p> <p>⑧専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定の支援：82回</li> <li>・地方公会計制度に係る運用・活用の支援：24回</li> </ul> <p>⑨自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言：65件</p>	<p>◇財政運営を行う際に有益な情報についてホームページで提供するなど効果的に発信</p> <p>①先進事例検索システムの提供</p> <p>②市町村の財政分析チャート「Octagon」の提供</p> <p>③金融経済指標データ等の提供 主要経済指標一覧、 株価・為替・金利推移グラフ など</p> <p>④E-ラーニング、研修テキストの公開</p>

# 令和元年度

## 地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

# 令和元年度決算のポイント

◇ 経常利益は1,290億円で、前年度に比べ、103億円の減少  
当期純利益は257億円で、前年度に比べ、25億円の増加

◇ 資産総額は貸付金等24兆3,467億円で、前年度末に比べ、2,424億円の減少  
負債総額は債券等24兆228億円で、前年度末に比べ、2,712億円の減少  
純資産総額は利益剰余金等3,238億円で、前年度末に比べ、287億円の増加

◇ 地方公共団体健全化基金は9,202億円で、前年度と同額  
金利変動準備金は2兆2,000億円で、前年度と同額  
公庫債権金利変動準備金は6,056億円で、前年度末に比べ、85億円の増加

会計処理等は、原則として企業会計原則による。なお、地方公共団体健全化基金、金利変動準備金等の機構特有の財務基盤に係る会計処理については、関係法令の規定等による。

# 利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和元年度の**経常利益は1,290億円**で、前年度に比べ、103億円の減少(▲7.4%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を129億円上回ったこと等が要因
- ◇ **当期純利益は257億円**で、前年度に比べ、25億円の増加(+11.2%)。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科 目	R1決算(A)	H30決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,897億円	3,188億円	▲291億円
貸 付 金 利 息	2,821億円	3,131億円	▲309億円
そ の 他	76億円	57億円	18億円
経 常 費 用	1,606億円	1,794億円	▲187億円
債 券 利 息	1,537億円	1,718億円	▲180億円
そ の 他	69億円	76億円	▲7億円
経 常 利 益	1,290億円	1,394億円	▲103億円
特 別 利 益	1,052億円	4,061億円	▲3,009億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	1,000億円	4,000億円	▲3,000億円
利差補てん積立金取崩額	52億円	61億円	▲8億円
特 別 損 失	2,085億円	5,224億円	▲3,138億円
固 定 資 産 処 分 損	0億円	—	0億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	1,085億円	1,223億円	▲138億円
国 庫 納 付 金	1,000億円	4,000億円	▲3,000億円
当 期 純 利 益	257億円	231億円	25億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和元年度の**経常利益は257億円**で、前年度に比べ、26億円の増加(+11.3%)
- ◇ 健全化基金受入額が前年度より20億円増加したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は257億円**で、前年度に比べ、25億円の増加(+11.2%)

科 目	R1決算(A)	H30決算(B)	増 減((A)-(B))
<b>経 常 収 益</b>	1,336億円	1,369億円	▲32億円
貸付金利息	1,257億円	1,308億円	▲50億円
余資運用益	0億円	0億円	0億円
金利スワップ受入利息	2億円	3億円	▲0億円
健全化基金受入額	69億円	49億円	20億円
その他の他	6億円	8億円	▲2億円
<b>経 常 費 用</b>	1,078億円	1,137億円	▲58億円
債券利息	949億円	997億円	▲47億円
借入金利息	4億円	5億円	▲1億円
金利スワップ支払利息	0億円	0億円	0億円
その他業務費用	26億円	24億円	1億円
営業経費	31億円	33億円	▲1億円
基金管理勘定繰出金	64億円	73億円	▲9億円
その他の他	1億円	2億円	▲0億円
<b>経 常 利 益</b>	257億円	231億円	26億円
<b>特 別 利 益</b>	—	—	—
<b>特 別 損 失</b>	0億円	—	0億円
固定資産処分損	0億円	—	0億円
<b>当 期 純 利 益</b>	257億円	231億円	25億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和元年度の**経常利益は1,032億円**で、前年度に比べ、129億円の減少(▲11.2%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を126億円上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和元年度の当期純利益はゼロ

科 目	R1決算(A)	H30決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,629億円	1,898億円	▲269億円
貸付金利息	1,563億円	1,822億円	▲259億円
基金一般勘定繰入金	64億円	73億円	▲9億円
その他	1億円	2億円	▲0億円
経 常 費 用	596億円	736億円	▲139億円
債券利息	587億円	720億円	▲132億円
その他	8億円	15億円	▲6億円
経 常 利 益	1,032億円	1,162億円	▲129億円
特 別 利 益	1,052億円	4,061億円	▲3,009億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	1,000億円	4,000億円	▲3,000億円
利差補てん積立金取崩額	52億円	61億円	▲8億円
特 別 損 失	2,085億円	5,224億円	▲3,139億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	1,085億円	1,223億円	▲138億円
国庫納付金	1,000億円	4,000億円	▲3,000億円
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 資産の状況 [機構全体]

- ◇ 令和元年度末現在の資産総額は24兆3,467億円で、前年度末に比べ、2,424億円の減少(▲1.0%)
- ◇ 貸付金が前年度末に比べ、1,034億円減少したこと、有価証券・現金預け金の合計額が前年度末に比べ、1,275億円減少したこと等が要因

科 目	令和元年度末現在(A) (R2.3.31)	平成30年度末現在(B) (H31.3.31)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	23兆3,996億円	23兆5,030億円	▲1,034億円
有 価 証 券	3,655億円	1,800億円	1,855億円
現 金 預 け 金	5,574億円	8,704億円	▲3,130億円
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	123億円	228億円	▲104億円
そ の 他 資 産	78億円	88億円	▲9億円
有 形 固 定 資 産	27億円	28億円	▲1億円
無 形 固 定 資 産	10億円	10億円	0億円
合 計	24兆3,467億円	24兆5,891億円	▲2,424億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和元年度末現在の一般勘定における**資産総額は17兆5,837億円**で、前年度末に比べ、7,591億円の増加(+4.5%)
- ◇ 令和元年度末現在の管理勘定における**資産総額は7兆3,458億円**で、前年度末に比べ、1兆411億円の減少(▲12.4%)

	科 目	令和元年度末現在(A) (R2.3.31)	平成30年度末現在(B) (H31.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	16兆6,408億円	15兆7,433億円	8,974億円
	有 価 証 券	3,655億円	1,800億円	1,855億円
	現 金 預 け 金	5,574億円	8,704億円	▲3,130億円
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	123億円	228億円	▲104億円
	そ の 他 資 産	36億円	39億円	▲2億円
	有 形 固 定 資 産	27億円	28億円	▲1億円
	無 形 固 定 資 産	10億円	10億円	0億円
	<b>合 計</b>	<b>17兆5,837億円</b>	<b>16兆8,245億円</b>	<b>7,591億円</b>
管 理 勘 定	貸 付 金	6兆7,587億円	7兆7,597億円	▲1兆9億円
	そ の 他 資 産	41億円	49億円	▲7億円
	一 般 勘 定 貸	5,828億円	6,223億円	▲395億円
	<b>合 計</b>	<b>7兆3,458億円</b>	<b>8兆3,870億円</b>	<b>▲1兆411億円</b>

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。



# 負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和元年度末現在の**負債総額は24兆228億円**で、前年度末に比べ、2,712億円の減少(▲1.1%)
- ◇ 負債の大半を占める債券は前年度末に比べ、3,787億円の減少。当期発行額が償還額を下回ったこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、借換益等1,085億円を繰り入れる一方で、1,000億円の国庫納付を行った結果、前年度末に比べ、85億円の増加

科 目	令和元年度末現在(A) (R2.3.31)	平成30年度末現在(B) (H31.3.31)	増 減((A)-(B))
債 券	20兆134億円	20兆3,921億円	▲3,787億円
借 入 金	2,030億円	1,280億円	750億円
地方公共団体健全化基金	9,202億円	9,202億円	—
金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公庫債権金利変動準備金	6,056億円	5,970億円	85億円
利差補てん積立金	171億円	224億円	▲52億円
金融商品等受入担保金	580億円	276億円	304億円
そ の 他	52億円	64億円	▲12億円
<b>合 計</b>	<b>24兆228億円</b>	<b>24兆2,940億円</b>	<b>▲2,712億円</b>

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和元年度末現在の一般勘定における負債総額は17兆3,176億円で、前年度末に比べ、7,304億円の増加(+4.4%)
- ◇ 令和元年度末現在の管理勘定における負債総額は7兆2,880億円で、前年度末に比べ、1兆411億円の減少(▲12.5%)

	科 目	令和元年度末現在(A) (R2.3.31)	平成30年度末現在(B) (H31.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	13兆3,513億円	12兆6,861億円	6,652億円
	借 入 金	2,030億円	1,280億円	750億円
	地方公共団体健全化基金	9,202億円	9,202億円	—
	金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	金融商品等受入担保金	580億円	276億円	304億円
	管理勘定借	5,828億円	6,223億円	▲395億円
	その他の	20億円	27億円	▲6億円
	合 計	17兆3,176億円	16兆5,871億円	7,304億円
管 理 勘 定	債 券	6兆6,620億円	7兆7,060億円	▲1兆439億円
	公庫債権金利変動準備金	6,056億円	5,970億円	85億円
	利差補てん積立金	171億円	224億円	▲52億円
	その他の負債	31億円	36億円	▲5億円
	合 計	7兆2,880億円	8兆3,292億円	▲1兆411億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 純資産の状況

- ◇ 令和元年度末現在の純資産総額は**3,238億円**で、前年度末に比べ、287億円の増加(+9.7%)
- ◇ 一般勘定の当期純利益257億円を積立金として計上したこと、金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から29億円増加したことが要因

科 目	令和元年度末現在(A) (R2.3.31)	平成30年度末現在(B) (H31.3.31)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	2,383億円	2,126億円	257億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	111億円	81億円	29億円 <small>うち金利スワップ期中解約分 33億円  うち繰延ヘッジ取崩分 ▲3億円</small>
<b>合 計</b>	<b>3,238億円</b>	<b>2,951億円</b>	<b>287億円</b>

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考)

(単位:億円)

令和元年度決算における主要勘定の状況

【貸付金】

前期末高 ①	貸付額 ②	回収額 ③	期末残高 ①+②-③
235,030	16,646	17,681	233,996

【債券】

前期末高 ①	発行額 ②	償還額等 ③	期末残高 ①+②-③
203,921	16,981	20,768	200,134

【地方公共団体健全化基金】

前期末高 ①	納付金等 ②	基運用益 ③	利下げ補てん 所要額 ④	一般勘定自己 財源充当額 ⑤	期末残高 ①+②+③ -(④-⑤)
9,202	69	81	223	71	9,202

【利差補てん積立金】

前期末高 ①	取崩額 ②	期末残高 ①-②
224	52	171

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前期末高 ①	国庫納付 ②	公庫貸付に係る 利下げ所要額 ③	債券借換益 ④	期末残高 ①+②+③+④
金利変動準備金	22,000	—	—	— (注)	22,000
公庫債権金利変動準備金	5,970	▲1,000	64	1,020	6,056

(注) 一般勘定においても債券借換益は186億円発生しているものの、関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1,000分の125)を前期末残高が超えているため、積立てを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和元年度

# 内部統制報告書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和2年5月20日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 瀧野 欣彌
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長瀧野欣彌は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和2年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和2年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

以上

## 第32回経営審議委員会意見書(R2. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況
貸付	<p>長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新や、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある事業である緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業等、住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である過疎対策事業等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付を的確に行うこと。</p>	<p>貸付については、社会インフラの整備・更新や緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業など地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し必要となる資金の貸付を行ってきたところ。令和2年度から過疎対策事業の貸付対象を全事業に拡大しており、引き続き地方のニーズに応じた貸付を的確に行って参りたい。</p>
資金調達	<p>日米欧の金融政策や、米中の貿易摩擦、地政学リスクの高まりなどによる市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場における確固たる信認を強化するとともに、様々な年限での債券発行やESG投資の動向を踏まえた調達等、多様な手法を研究・活用し、今後、資金調達額が増加していく局面の中でも、低コストで安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、グリーンボンドに関して、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。</p>	<p>資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。 国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。(コロナウイルスによる不透明な市場環境の中においても、4月・5月発行の定例債については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計1,520億円を発行した。) 国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、5月に米ドル建て5年債を15億米ドル発行した。 引き続き、低コストで安定的な資金調達に努めて参りたい。 また、2月に発行した、資金用途を下水道事業とするグリーンボンドについては、貸付を行った地方公共団体に環境効果指標を照会しており、夏頃にはレポートを公表する予定である。これにより、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、取組の促進を図って参りたい。</p>
地方支援	<p>地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、地方公会計制度の活用や、地方公営企業の経営戦略策定・企業会計適用拡大に向けた支援、地方財政や地方公営企業をテーマとしたセミナーの開催等を行うとともに、先進事例検索システムや地方公共団体の財政分析支援等の充実を図るほか、各種関係機関とそれぞれの強みを活かした連携を図りつつ、内外の先進事例や政策手段に関して幅広い視点からの調査・研究を実施し、その成果を活かして財政運営の健全性の確保への支援を充実・強化すること。</p>	<p>地方の課題・政策ニーズについては、セミナー、各種研修会、地方金融状況調査、都道府県市町村担当職員との意見交換会及び地方六団体連絡会議等の様々な機会を利用して、よりの確な把握に努める。 地方公会計制度の活用、地方公営企業の経営戦略策定・企業会計適用拡大に向けた支援については、セミナーや講義の内容の充実を図るとともに、専門家派遣事業においては、団体のニーズに合わせて、先進事例や具体的活用方策の紹介などを行うほか、個別相談会にも対応する。 地方財政に関する調査研究や地域金融に関する調査研究等については、大学や専門機関等の関係機関とそれぞれの強みを活かした連携を図りつつ、得られた知見や先進事例等の成果については、地方公共団体へ還元する。また、先進事例検索システムや財政分析チャート「Octagon」などによる情報発信を行うとともに、人材育成・実務支援にも活用する。 以上の地方支援の取組を通じ、引き続き、財政運営の健全性の確保のために必要な支援を充実・強化して参りたい。</p>
予算編成等	<p>公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、災害防止・国土保全機能強化等の観点から地方公共団体の森林整備などを一層促進するために活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。</p>	<p>これまで、地方公共団体向け広報誌による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。 また、災害防止・国土保全機能強化等の観点から森林整備を一層促進するために実施する森林環境譲与税の譲与額の前倒し増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額2,300億円を帰属させること、今回の国庫納付が機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めて参りたい。</p>



## 令和元年度末貸付債権残高の状況

### 1 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.03%  
 ○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体 (前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法による分類	団体数	平成30年度末貸付残高	割合	団体数	令和元年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	63	0.03%	1	64	0.03%	0	0	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,154	234,676	99.97%	2,159	233,714	99.97%	5	-962	-0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,155	234,739	100.00%	2,160	233,778	100.00%	5	-961	

### 2 地方公営企業への貸付残高(1の内数)の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業はなし。 (前年度から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法による分類	事業主体数	平成30年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和元年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全企業	4,865	130,484	100.00%	4,855	128,371	100.00%	-10	-2,112	0.00%
合計	4,865	130,484	100.00%	4,855	128,371	100.00%	-10	-2,112	

(注) 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。

### 3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先への貸付残高は、地方道路公社への貸付残高総額の17.11%  
 ○要注意先は、3公社。 (前年度4公社から1公社減)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	平成30年度末貸付残高	割合	公社数	令和元年度末貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	4	46	15.88%	3	37	17.11%	-1	-9	1.23%
正常先	16	245	84.12%	13	180	82.89%	-3	-64	-1.23%
合計	20	291	100.00%	16	217	100.00%	-4	-73	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和元年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権								
機構には該当なし	破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0								
	実質破綻先 0			延滞債権 0								
	破綻懸念先 0		危険債権 0									
	要注意先 0 (要管理先に相当)		要管理債権 0	3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0								
機構貸付債権	<table border="1"> <tr> <td>地方道路公社の内訳</td> <td>地方道路公社(16公社)</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)</td> <td>21,800 (0.09%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(13公社)</td> <td>18,071 (0.08%)</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	地方道路公社の内訳	地方道路公社(16公社)	<table border="1"> <tr> <td>要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)</td> <td>21,800 (0.09%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(13公社)</td> <td>18,071 (0.08%)</td> </tr> </table>	要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)	21,800 (0.09%)	正常先(13公社)	18,071 (0.08%)				
地方道路公社の内訳	地方道路公社(16公社)											
<table border="1"> <tr> <td>要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)</td> <td>21,800 (0.09%)</td> </tr> <tr> <td>正常先(13公社)</td> <td>18,071 (0.08%)</td> </tr> </table>	要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)	21,800 (0.09%)	正常先(13公社)	18,071 (0.08%)								
要注意先(3公社) (要管理先以外に相当)	21,800 (0.09%)											
正常先(13公社)	18,071 (0.08%)											
総計	23,407,376	23,385,575 (99.91%)	23,407,376	23,407,376								
		全債権 非分類	全債権 正常債権									

■自己査定結果

○債務者区分

- ・地方公共団体は「非区分」とされている。
- ・地方道路公社の貸付先16公社のうち、平成30年度決算による自己査定の結果、「要注意先」は3公社であり、貸付残高は約37億円となった。

○債権分類

- ・地方公共団体向け債権は「非分類」とされている。
- ・正常先の地方道路公社への貸付債権は「非分類」となる。また、要注意先の地方道路公社への貸付債権には、設立地方公共団体の債務保証が付されていることから、「非分類」となる。したがって、機構貸付債権は、全額「非分類」となる。

注1 表中の金額は令和元年度末貸付残高に未収利息を加えた額である。

2 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

# 令和元年度 貸付予定又は機構債権残高を有する 団体・公営企業の財務審査結果

## 1 基本方針

令和元年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため、必要な財務審査を実施した。

## 2 財務審査の実施方法

- 平成 30 年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、平成 30 年度末に機構債権残高を有する先及び令和元年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- 平成 30 年度決算では 1 団体が財務審査対象（前年度から増減なし）。

<財務審査対象一覧>

(単位：億円)

区分	団体名・公営企業名	平成 30 年度末 貸付残高	令和元年度 借入申込	令和元年度末 貸付残高
財政再生団体 (1)	北海道夕張市	63	有	64
財政健全化団体	—	—	—	—
経営健全化企業	—	—	—	—

### 財務審査の実施方法

#### 【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を確認。

#### 【財務審査】

- ◇ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ◇ 相手方：市 町 村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県）、当該団体  
政令指定都市＝当該団体

### 財務審査結果<概況>

- 財務審査対象先の財政再生計画は、総じて順調に進捗しており、令和元年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

以上